

令和7年7月24日提出

熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会委員の委嘱について

熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会の委員を次のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提案理由)

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条及び第3条並びに熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会運営要綱（平成27年6月26日制定）第3条及び第4条の規定により、熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会の委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第12号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会委員名簿（案）

区分	氏名	所属団体・役職等	備考
学識経験者	藤井 美保	熊本大学 大学院教育学研究科 大学院担当准教授	新任
P T A関係者	出田 真都夏	熊本市P T A協議会 常任理事	新任
社会教育関係者	加藤 貴司	熊本市地域公民館連絡協議会 会長	再任
児童福祉関係者	津地 尚文	熊本市民生委員児童委員協議会 副会長	再任
放課後子ども教室関係者	山田 巳千男	くまもと城南スポーツクラブ 会長	新任
学校関係者	林田 亜砂美	河内小学校長	新任
学校関係者	村上 剛史	白川小学校長	新任
放課後児童クラブ関係者	高橋 りう子	こばと放課後児童クラブ	再任
放課後児童クラブ関係者	津曲 祐子	託麻原小児童育成クラブ 主任支援員	新任

任期：令和7年(2025年)8月1日～令和9年(2027年)7月31日

熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会について

- 1 熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会とは
放課後子ども総合プランに基づき設置された附属機関。全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討を行う。
- 2 設置年月日
平成27年6月26日
- 3 委員構成及び任期等
委員定数:15名以内
委員任期:2年
教育委員会が委嘱(熊本市教育委員会教育長事務委任等規則第1条第12号)
- 4 会議開催状況
年1回程度開催
 - ・令和6年2月29日(木)
児童育成クラブ、放課後子ども教室、児童館等の活動状況報告
放課後の子どもの居場所について意見交換
他都市の取組状況報告
 - ・令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症対応のため中止
 - ・令和元年10月1日(火)
児童育成クラブ、放課後子ども教室、部活動等の活動状況報告
今後の放課後児童のあり方について
- 5 委員報酬
10,000 円/回

※関係法令等(抜粋)

○熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)

(設置)

第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

(別表)

5 教育委員会の附属機関

6	熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会	地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関して検討する。
---	-----------------------	--

○熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会運営要綱(平成27年6月26日市長決裁)

(組織)

第3条 運営推進委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 行政関係者
- (2) 学校関係者
- (3) PTA関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 放課後児童クラブ関係者
- (8) 放課後子供教室関係者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

○熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)

(事務の委任)

第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(12) 法令又は条例に基づく委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の委員を任命し、又は委嘱すること。